

みなとみらい 21 地区の臨港パークにおける カフェとレクリエーションの拠点の整備について 事業者の皆さまを対象にサウンディング調査(対話) を実施します

2018 年 10 月に横浜市港湾施設条例が改正され、設置等許可制度が創設されました。この制度により、民間事業者が港湾緑地に、カフェや物販などの便益施設等を設置することが可能となりました。

そこで、本年秋の新港ふ頭客船ターミナルのオープン、2020 年夏のみなとみらい歩行者デッキ(仮称)供用を踏まえ、臨港パークから山下ふ頭までの約 5 km の水際線を活用し新たな賑わいを創出するため、ウォーキングなどのスタート地点となる臨港パークにカフェとレクリエーション等の拠点を整備・運営していただける事業者の方を対象にサウンディング調査(対話)を実施いたします。

対話の実施(事前申込制)

- (1) 日 時 令和元年 7 月 22 日(月)～8 月 9 日(金) (1 グループ 30 分程度)
- (2) 場 所 産業貿易センタービル 港湾局会議室 (日時確定後、別途連絡)
- (3) 対 象 者 事業実施に関心のある法人または法人のグループ等
- (4) 申込期間 令和元年 7 月 4 日(木) 午前 10 時から 7 月 18 日(木) 午後 5 時
- (5) 申 込 先 E-mail: kw-minatoryokuchi@city.yokohama.jp

※件名を【対話参加申込】とし、エントリーシート等を添付してください。

詳細は実施要領等をご覧ください。

(6) 対話の内容

- ① カフェとレクリエーションの拠点としての事業の概要(具体的な営業内容・事業スケジュールなど)
- ② 緑地機能の増進や緑地利用者の利便性向上について
- ③ みなとみらい 21 地区の緑地内施設にふさわしいデザインコンセプト(落ち着き・格調)
- ④ 水際線プロムナードの活用策 等

【裏面あり】

【位置図】



※対話は、企業等の皆様からご意見をいただくものであり、参加の有無により今後の事業者募集において有利又は不利になることはございません。

※対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

(参加企業等の名称、企業ノウハウに係る内容等は、公表しません。)

お問合せ先

港湾局整備推進課長

蝦名 隆元

Tel 045-671-2885

港湾局賑わい振興課長

有路 益義

Tel 045-671-2874